

報道資料

令和7年4月21日

菊池市長 江頭 実

NHKのテレビ放送受信契約について

菊池市において、NHKのテレビ放送受信未契約機器が9台確認されましたのでお知らせします。

(1) 経緯

本市では、毎年10月にNHKのテレビ放送受信契約について、新年度の受信料の支払いに向けて調査をしている。各自治体でNHKのテレビ放送受信未契約が発生している昨今の情勢を鑑みて、改めて3月に調査を実施した。

その結果、モニターとして使用していたものやチューナー内蔵のレコーダーなどもテレビ放送が受信できることが確認され、その機器5台と災害時に臨時的に使用するテレビが4台、合わせて9台が未契約であることが判明した。

(2) 判明後の対応

今回判明した9台の今年度分および過去の未払い分の受信料を支払うため、機器設置時期に遡って未払い分の受信料を算出し、6月議会にて補正予算案を上程する。

今後の受信契約の管理方法は、施設マネジメント課において、今までの調査内容により作成した一覧表にて一元管理を行う。また、機器所管課へテレビ放送受信契約の報告の対象はチューナー内蔵のレコーダーなども含むことや新規対象機器購入時に報告漏れがないよう機器所管課に周知徹底して、未契約が起こらないよう対応する。

■お問い合わせ先

菊池市総務部施設マネジメント課 坂本・後藤 TEL : 0968-25-7205

■配信元

菊池市政策企画部市長公室広報交流係 TEL : 0968-25-7252